

議案第 1 号

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成31年4月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理由

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い、同法を引用する規則の規定を整理する等の必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）第1条

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条の二」に改める。

第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とし、第二十五条の三を第二十五条の二とする。

附則第六条中「第二十五条の二及び第二十五条の三」を「第二十五条及び第二十五条の二」に改め、同条を附則第七条とする。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 1 号

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則（平成20年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2及び」を「第25条第5項及び第6項並びに」に改める。

第2条第2項第3号中「や意欲」を「又は意欲」に改める。

第3条中「係る申請」の次に「（以下単に「申請」という。）」を加え、「（以下「申請者」という。）」を削る。

第4条中「前条の」を削り、「について、申請者」を「の確認を行うに当たっては、申請を行う者」に改める。

第5条の見出しを「（医師の診断）」に改め、同条中「第3条の」を削る。

第6条第1項中「第3条の」を削り、「結果」の次に「並びに前条の規定による医師の診断を行った場合にあってはその結果」を加え、同条第3項中「（以下「専門家等」という。）」を削る。

第7条第1項中「第25条の2第1項の規定に基づく」を「第25条第1項の規定による」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「の実施にあたり」を「を実施するに当たり」に、「適正」を「適性」に改める。

第8条第3項中「第25条の3」を「第25条の2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い、同法を引用する規則の規定を整理する等の必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育公務員特例法の一部が改正されたことに伴い、規則の規定を整理する。（第1条、第7条及び第8条関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第2条から第7条まで）
- (3) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）第1条

5 関係各課との調整状況

特になし

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則（平成20年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表	
	改 正 案 現 行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、教育公務員条例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」とい う。）第25条第5項及び第6項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第47条の2第2項の規定に基づき、児童、生徒又は幼児 (以下「児童等」という。)に対する指導が不適切な教員の認定の手続等に関し必 要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、教育公務員条例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」とい う。）第25条の2及び (昭和31年法律第162号) 第47条の2第2項の規定に基づき、児童、生徒又は幼児 (以下「児童等」という。)に対する指導が不適切な教員の認定の手続等に関し必 要な事項を定めるものとする。
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この規則において、「指導が不適切な教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の 理由により、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	2 この規則において、「指導が不適切な教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の 理由により、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行 うことができない者	(3) 児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行 うことができない者
(4) (略)	(4) (略)
(指導が不適切な教員の認定に係る申請)	(指導が不適切な教員の認定に係る申請)
第3条 指導が不適切な教員の認定に係る申請（以下単に「申請」という。）につい ては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者 _____ _____が、教育委員会に対して行うものとする。	第3条 指導が不適切な教員の認定に係る申請（以下単に「申請」という。）につい ては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「申請 者」という。）が、教育委員会に対して行うものとする。
(事実の確認の方法)	(事実の確認の方法)
第4条 教育委員会は、_____申請に係る教員の指導が不適切であるとする事実の確 認を行ふに当たっては、申請を行う者に必要な資料の提出を求め、又は実地に調査 するものとする。	第4条 教育委員会は、前条の申請に係る教員の指導が不適切であるとする事実につ いて、申請者 _____に必要な資料の提出を求め、又は実地に調査するものとする。 (医師の診断)
第5条 教育委員会は、_____申請に係る教員のうち第2条第2項各号に該当する	第5条 教育委員会は、第3条の申請に係る教員のうち第2条第2項各号に該当する

原因が精神疾患その他の疾病に起因する可能性があるものについては、医師をして診断を行わせるものとする。		原因が精神疾患その他の疾病に起因する可能性があるものについては、医師をして診断を行わせるものとする。
(指導が不適切な教員の認定)		(指導が不適切な教員の認定)
第6条 教育委員会は、_____申請に係る書類及び第4条の規定による事実の確認の結果並びに前条の規定による医師の診断を行った場合にあってはその結果に基づき、申請に係る教員が指導が不適切な教員であるか否かについて認定するものとする。		第6条 教育委員会は、 <u>第3条の申請に係る書類及び第4条の規定による事実の確認の結果</u> に基づき、申請に係る教員が指導が不適切な教員であるか否かについて認定するものとする。
2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 教育委員会は、第1項の認定を行うに当たっては、あらかじめ、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者である者_____の意見を聴かなければならぬ。	3 教育委員会は、第1項の認定を行うに当たっては、あらかじめ、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者である者 <u>（以下「専門家等」という。）</u> の意見を聴かなければならぬ。	3 教育委員会は、第1項の認定を行うに当たっては、あらかじめ、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者である者_____の意見を聴かなければならぬ。
(指導改善研修)	(指導改善研修)	(指導改善研修)
第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により指導が不適切な教員と認定された者に対し、学校その他の教育機関において教特法第25条第1項の規定による_____研修（以下「指導改善研修」という。）を実施するものとする。	第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により指導が不適切な教員と認定された者に対し、学校その他の教育機関において教特法第25条の2第1項の規定に基づく研修（以下「指導改善研修」という。）を実施するものとする。	第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により指導が不適切な教員と認定された者に対し、学校その他の教育機関において教特法第25条の2第1項の規定に基づく研修（以下「指導改善研修」という。）を実施するものとする。
2 _____指導改善研修の期間は、1年を超えないものとする。ただし、特に必要があると認めるとときは、教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。	2 前項の指導改善研修の期間は、1年を超えないものとする。ただし、特に必要があると認めるとときは、教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。	2 前項の指導改善研修の期間は、1年を超えないものとする。ただし、特に必要があると認めるとときは、教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
3 教育委員会は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成するものとする。	3 教育委員会は、指導改善研修の実施にあたり、指導改善研修を受ける者の能力、適正等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成するものとする。	3 教育委員会は、指導改善研修の実施にあたり、指導改善研修を受ける者の能力、適正等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成するものとする。
(指導が不適切な教員の認定の解除等)	(指導が不適切な教員の認定の解除等)	(指導が不適切な教員の認定の解除等)
第8条 (略)	第8条 (略)	第8条 (略)
2 教育委員会は、第1項の決定において指導が不適切な教員の認定を継続すること	2 教育委員会は、第1項の決定において指導が不適切な教員の認定を継続すること	2 教育委員会は、第1項の決定において指導が不適切な教員の認定を継続すること
3 教育委員会は、第1項の決定において指導が不適切な教員の認定を継続すること	3 教育委員会は、第1項の決定において指導が不適切な教員の認定を継続すること	3 教育委員会は、第1項の決定において指導が不適切な教員の認定を継続すること

とした者に対して、教特法第25条の2の規定による必要な措置を講ずるものとする。

第9条 (略)

第9条 (略)

とした者に対して、教特法第25条の3の規定による必要な措置を講ずるものとする。

参 照 条 文

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

【 改正後 】

（削る）

（指導改善研修）

- 第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。
- 2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
- 3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。
- 4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。
- 5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則（幼保連携型認定）とともに園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聽かなければならない。
- 6 前項に定めるものほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 7 前各項に規定するものほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（指導改善研修後の措置）

- 第二十五条の二 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

【 改正前 】

（研修計画の体系的な樹立）

第二十五条 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

（指導改善研修）

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 ～ 7 （略）

（指導改善研修後の措置）

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について(通知)

28文科初第1158号

平成28年11月28日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

各指定都市市長

各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会教育長 殿

各國公私立大學長

放送大学学園理事長

各指定教員養成機関の長

独立行政法人教員研修センター理事長

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について(通知)

このたび、別添のとおり、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が、平成28年11月28日法律第87号をもって公布されました。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校その他の教育機関に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係する政省令の整備等については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

記

第一 改正の趣旨

改正法は、学校教育関係職員の資質の向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けるとともに、10年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修を創設するほか、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり、必要な資質に関する調査研究等の業務を独立行政法人教員研修センターの業務に追加し、その名称を独立行政法人教職員支援機構に改める等の措置を講ずるものである。

第二 改正の概要

(1)教育公務員特例法の一部改正

1 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るために、2の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとすること。(第22条の2関係)

2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとともに、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ4の協議会において協議するものとすること。(第22条の3関係)

3 教員研修計画

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとすること。(第22条の4関係)

4 協議会

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学等をもって構成するものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとすること。(第22条の5関係)

5 中堅教諭等資質向上研修

10年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとすること。(第24条関係)

(2)教育職員免許法の一部改正関係

1 外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設

小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加するものとすること。(第4条第6項関係)

2 独立行政法人教職員支援機構への事務の移管

文部科学大臣が行う免許状更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び文部科学大臣の認定する講習等の認定に関する事務(以下「認定等事務」という。)を、独立行政法人教員研修センターが改組され、新たに機能強化が図られることとなる独立行政法人教職員支援機構に行わせるものとすること。(第9条の3、第16条の2及び別表第3備考関係)

3 中等教育学校の教員の免許状に関する経過措置の改正

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができることとすること。(新法附則第16項関係)

4 免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合

普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数に係る科目の区分を統合すること。(別表第1、別表第2、別表第2の2及び別表第4関係)

(3)独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正関係

独立行政法人教員研修センターの名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるとともに、新たな業務として、指標の策定に関する専門的な助言、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及並びに(2)の2の認定等事務を追加すること。(第2条、第3条及び第10条関係)

(4)施行期日等

1 この法律は、平成29年4月1日から施行するものとすること。ただし、外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設及び中等教育学校の教員の免許状に関する経過措置の改正に係る改正規定については公布日から、独立行政法人教職員支援機構への事務の移管に係る改正規定については平成30年4月1日から、免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合に係る改正規定については平成31年4月1日から施行するものとすること。(改正法附則第1条)

2 文部科学大臣は、この法律の施行の日前においても、指針を定めることができるものとすること。(改正法附則第2条)

3 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。(改正法附則第3条から第12条まで及び改正法附則第16条関係)

4 その他関係法律について所要の改正等を行うこと。(改正法附則第13条から第15条まで関係)

第三 留意事項

(1)教育公務員特例法の一部改正

1 教育公務員特例法施行令等について

教育公務員特例法の一部改正に係る留意事項については、今後、教育公務員特例法関係政省令の整備等を行なう際、その内容等と併せて別途通知すること。

2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針について

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針については、教育委員会等、学校教育関係者の意見も踏まえつつ、今年度中に指針を策定すること。

(2)教育職員免許法の一部改正関係

1 教育職員免許法施行規則等について

教育職員免許法の一部改正に係る留意事項については、今後、教育職員免許法関係省令の一部改正等を行う際、その内容等と併せて別途通知する予定であること。

2 外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設

小学校における外国語の特別免許状の授与に当たっては、外国語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熟練度や教科専門性を十分に問うものとすること。

各都道府県においては、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」(平成26年6月19日付け26初教職第6号教職員課長通知)を踏まえ、域内の市町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を行うよう努めること。

(3)独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正関係

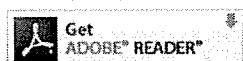
独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正に係る留意事項については、今後、独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法関係政省令の整備等を行う際、その内容等と併せて別途通知する予定であること。

□ [\(別添1\)教育公務員特例法等の一部を改正する法律・理由 \(PDF:211KB\)](#)

□ [\(別添2\)教育公務員特例法等の一部を改正する法律\(新旧対照表\) \(PDF:462KB\)](#)

お問合せ先

初等中等教育局教職員課



PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(初等中等教育局教職員課)

-- 登録:平成28年12月 --

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology